

請 願 書

請願名 八條北小学校を八條中学校内に移転させる計画の撤回を求める請願書

要 旨 小中学校一貫教育モデル校実施のために、平成19年4月より八條北小学校を現行の場所から八條中学校へ移転させる計画を小学校区の通学路の安全確保とその距離が大幅に延長されることを考慮し、即刻撤回してください。

理 由 私たちが居住する八條地域には、八條小学校、八條北小学校と八條中学校があり、平成19年4月より、小中学校一貫教育のモデルケースとして八條北小学校が八條中学校内に移転するということが平成18年3月議会で採択されました。小中一貫教育の教育効果は、ともかく八條、八條北小学校に通学する児童と保護者にとっては、急速的、強行的な決定であるといわざるを得ません。当事者である八條、八條北小学校児童、保護者の意見を聞くことなく、議会で決定されたことには、従うのが当然であると市長、議会、教育関係者が思つたのであれば、これは、主権在民という民主主義への多大な挑戦としか言いようがありません。学力向上を目指す教育力リキウムも大切ではありませんが、通学距離の約500メートル以上の延長は、到底受け入れることはできません。児童や保護者の視点に立つた教育を推し進めていくための施策を希望します。

上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。

請願者（代表）
住 所 八潮市八條1567-22-403
氏 名 増井 均
賛同者 3812名

賛成討論

請願の趣旨は、平成19年4月に予定された八條北小学校を八條中学校に移転する計画の撤回です。請願が出されたのは、当事者である保護者・学校の意見などを聞かずに、短期間で小中一貫教育導入を決定、そのモデル校設置として八條中学校舎改修費を3月議会に提案するなどの一連の進め方に原因があつたのです。該当する地域への説明会でも、あまりにも性急な話で納得が出来ない、なぜこの地区でこの学校で実施をする必要があるのか、既存の校舎改修による一体型という例のない特殊な形態がなぜ八潮の実状に一番あつたやり方なのか等疑問も多く、単に財政上の理由や跡地利用のために、この形態が最適という結論が導かれたのだとしたら、この計画についてだれが「教育のため」と評価するでしょうか。さらに、登下校の際の児童の安全面からの検討も行われた形跡も窺われないことから、現時点での導入に反対・凍結という意見が多数です。

また、地域の小学校を中心として築き上げてきた地域コミュニティの観点からも、地域コミュニティの崩壊にもつながりかねない学校の統廃合については地域の人の意見を十分尊重しながら慎重に進めるべきです。

市の基本方針に行政と住民との協働を掲げながら、今回のように、地域住民のみならず関係者の意見を集約することもなく、一方的に「良い結果を出せば、手段は選ばず」のような独断的で時代錯誤の進め方で、良い結果が出せるとは思いません。新しい事業を始める際、予測できる様々なリスクに対して用意周到に準備しても、予測できない問題が必ず生じるのが常であり、出てきた新しい課題解決のために、事前の利害関係者間のコンセンサスは最低限必要です。その作業を怠れば、行政と市民の溝は深まるだけで、決して良い結果は生まれないと思います。同じテーブルで地域住民・関係者と話し合いながら進めるためにも、一方的な押し付けの計画は白紙に戻すべきだと考え、賛成いたします。

反対討論

はじめに、地方自治法では、合併やリコールの場合等に住民発議や住民投票によって民意を反映する事が認められております。教育政策について、責任を負うべき専門家という立場でない市民の皆様の意向で政策を左右する事は大変危険で、結果責任も明確にできない非常に無責任な選択となります。地方教育行政法に則り、小中一貫教育のような基本的重要な政策については教育委員会が責任をもって決定することが原則です。

次に、請願理由では「学力向上を目指す」以外のメリットには一切触れずに賛同者の署名を

求めており、これでは賛同者が正しい判断をされているとは思えません。最低限、小中一貫教育導入のメリットデメリット共に明記し、正しい判断が出来るよう配慮すべきであります。また、最も重要な問題である小中一貫教育に対する是非についても、双方の立場の賛同者が混在しているようです。よって、賛同に際し正しい判断をする為の請願理由に不備がある事、小中一貫教育に対する考え・意見が統一されていない事、そして、正しい判断が出来るとは言いがたい児童生徒や市外の方の署名も含まれている事、以上の理由から本議会にて採択すべきではないと考えます。

通学距離や安全については、他の地域でも発生する共通問題であります。議員各位も、今回の請願を採択する事が今後の重大な事例となり、市内全域での小中一貫教育実現を妨げる結果となりうる事を重く受け止め、総論賛成であれば、対象者である児童生徒の得るべき利益を最優先し、実現へ向けた対策等を考えるべきであります。6月20日付の読売新聞に「昨年の県内公立小学校の学級崩壊が過去最多」という記事が掲載されておりました。今こそ市全体の学校教育についての改善・向上を優先し、いたずらに施策の実現を遅れさせる事となる今回の請願に賛同すべきではありません。

今後も教育委員会が小中一貫教育に対し説明責任を果たす事を前提に反対討論と致します。

意見書

定例会の最終日に、次の意見書（議員提出議案）を上程し、原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書

都市農業は消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など多面的な機能を担ってきた。近年、街づくりを進めていく上で、都市農業の果たしてきた役割が再評価されるようになり、八潮市においても「身近な農地・農業をできるだけ残してほしい」との地域住民の要望が根強い。当議会は「市民共有の財産」として農地・農業を後世に残すことが、街づくりの重要な課題であると認識する。

国政においては平成11年に成立した「食料・農業・農村基本法」で、都市農業の振興が国の責務であると初めて明記され、昨年3月の「食料・農業・農村基本計画」の見直しに際しては都市農業振興への一定の配慮が示され、10月には農林水産省内に「都市農業・地域交流室」が新設されたところである。しかしながら、生産緑地法や都市計画法、相続税納税猶予制度など都市農業関連の現行法制や税制の根幹部分は、「宅地化優先」

の価値観を色濃く残したままであり、国の取り組みはなお十分であると言わざるを得ない。こうした現状の下で、八潮市においても農地・農家の減少に歯止めがかからず農業従事者の高齢化、後継者難などが深刻化しており、「持続可能な都市農業」を実現する本格的な対策を急がなければならない。

よって、八潮市議会は、都市農業者が安心して営農に取り組めるよう、国が下記に掲げる抜本的な都市農地保全・農業振興に取り組むよう強く要望する。

記

1. 都市計画法、生産緑地法、相続税納税猶予制度などの都市農業関連の法制・税制などを見直し、新法制定も視野に入れた抜本的な都市農業政策を確立すること。
2. 八潮市に於いても、平成4年実施の生産緑地指定以後の追加指定の推進を図ること。
3. 都市農業関連税制の見直しに際しては、市街化区域内に農地を持つ農家が希望を持つて持続的に農業を営むことのできる仕組みに再構築すること。
4. 認定農業者制度を都市農業にもマッチするよう改革するとともに、中高年サラリーマン等の就農を促進するなど新たな「担い手」制度を創設すること。
5. 学校給食と農家の提携などを都市部における「地産地消」を拡充するとともに、農業体験農園・市民農園など市民参加型農業、学童農園などを通じた食育を推進すること。